

第 10 回庄原市斎場再編整備検討委員会 議事録

日 時 平成 25 年 8 月 5 日(月)14:00～16:00

場 所 庄原市役所 3 階 防災対策室

出席委員 野原建一委員 住田鉄也委員 榎 英子委員 貝崎若子委員 藤谷善久委員 堂本時和委員
安川 保委員 徳山副夫委員 後藤信房委員 渡邊耕三委員 佐々木 聖委員
藤原一成委員 武田和仁委員

事務局 矢吹有司副市長 片山祐子課長 亀山慎也係長 吉岡賢治主事 (市民生活課)

1 開会

事務局 委員の皆さん、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

ただいまの出席委員は 11 名で、半数以上の出席をいただいております。後の二人の委員さんについてはご都合につき少し遅れられるとのこと。庄原市斎場再編整備検討委員会設置要綱第 6 条第 5 項の会議開催要件を満たしていますので、これより第 10 回の検討委員会を開催したいと思います。

この会議は公開となっています。議事内容についても、公表が原則となっていますので、会議の内容については、録音し議事録を作成しますので、ご了承ください。

開会にあたり、野原委員長からあいさつをいただきます。

2 委員長あいさつ

野原委員長 皆さんこんにちは。大変暑い中ですが、第 10 回の庄原市斎場再編整備検討委員会にご出席いただきありがとうございます。回を重ねてまいりまして、段々大詰めになってまいりました。今日は皆様のご意見を集約できればと思います。これは皆様のご協力なしには出来ませんので、是非より良い場所にご決定いただければとありがたいと考えております。今回までに新しい斎場をどこに設けるか、どういう施設にするのか、関係業者の方からご意見を頂戴しておりますので、そうした意見も聞きながらまとめていきたいと思っております。ここで、事務局からお話があるということですので、よろしくお願ひします。

事務局 改めてお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。昨年第 1 回を 9 月に開催しまして 10 回目となります。前回において一定のご意見の整理をいただいたことと思っております。式場を小規模なものとして整備すること、この人数規模はまた後ほど説明いたすことになると思います。また、管理運営の仕方については貸館のような形が良いのではないかというご意見でした。そして本日においては、概ね場所の選定、どこで無ければという形にはなりにくいかもしれませんが、第 1 候補、第 2 候補ということで一定の整理をさせていただければと思います。これ以降、更に回数を重ねていくということにもなりませんので、一定の整理ができた時点で意見書という形でのまとめ方ができればと思っております。本日はよろしくお願ひします。

3 資料確認 (不備等がないことを確認する。)

4 協議事項

事務局 これから先の進行については、要綱により委員長が議長を努めていただくこととなっておりますので、委員長の方でよろしくをお願いします。

野原委員長 それでは協議事項に従いまして、協議事項 3 の(1)市内民間業者の意向調査結果について、事務局からご説明をよろしくをお願いします

(1)市内民間業者の意向調査結果について

事務局が資料 12 により説明

事務局 表面は、市内葬祭業者の運営実態についてまとめております。市内 9 業者を対象として調査をいたしました。利用対象者、葬儀にかかる費用、年間利用件数、式場の規模、保有する式場の祭壇の有無、駐車場の規模、斎場までの移動距離について示しています。

裏面は、前回の検討委員会で小規模な式場を整備することについての各民間業者のご意見でございます。「新庄原市斎場(場所未定)に小規模な式場(40~80人規模)を整備し、貸館として運営する場合、民業としてどのような影響がありますか」とお聞きしております。総括としましては、民業としては反対は 1 社、その他はある程度の理解を示して頂いたと言えると思います。なお、小規模な式場を整備すること、貸館の運営の仕方についてはご意見は少ないという結果でした。

このことを踏まえまして、今後庄原市が小規模な式場を整備するという方向性で意見をとりまとめたいと思っております。皆様のご意見を頂ければと思います。

(発言は要点のみ記述)

野原委員長 ただいま、事務局から市内業者のご意見を伺ってとりまとめて頂いたものについて説明がありました。これについて委員の皆様のご意見ございませんでしょうか。

【質疑・意見交換】

委員 業者のメリットというのは、仕上げのことではないかと思えます。自分のところで提供できるものを持っているかどうかによるのではないのでしょうか。庄原に式場を付けた場合、混乱するのではないかと感じております。式場はそんなに大きなものは必要なく、待合室を兼ねたような小さいものであればいいと思えますが。

委員 ここに小規模な式場(40~80人)とありますが、この範囲では小規模と言えないのではないのでしょうか。

委員 葬式の形態が変わってきており、家族葬が増えてきていると思えます。葬儀が庄原市の民間業者でされる場合にもわずかな人数で行われている例も多いです。若い方が減ってきて 100 人いれば多い方です。一方で依然として会葬者の多い葬儀もあり、二極化してきていると思えます。そういった点で、小規模な式場はあっても良いのではないかと、小規模でいうと 40~50 人くらいであれば良いと思えます。

委員 斎場に式場を付ける場合、運営はどうなるのでしょうか。常会の人が入ることになるのでしょうか。常会だけでは人手不足で負担を減らすために式場を整備するという考えだと思っておりますか。

事務局 基本的には貸館という考えとしております。そうした時に喪主の方がどの業者を頼まれるか、地域の方が行って全てをされても良いですし、葬祭を専門とされる業者を頼まれても結構です。

- 委員 これまでの庄原市斎場整備計画の施設イメージ図の中に、式場とは別に多目的ルームというのがありますが、これはこういった部屋になるのでしょうか。
- 事務局 考えておりましたのが、式を行う際の業者控室ですとか、乳幼児のための部屋が必要ですか、そういった多目的に使えるスペースを設けたらどうかということで提案させていただきました。
- 委員 そうしますと、式場という表現をやめたら良いのではないのでしょうか。貸しルームとした方が無難ではないかと思いますが。
- 委員 今おっしゃるように貸館とすると自由に使ってもらえますし、式をするにしても喪主の方が受付等ある程度の事は組内に頼まれて、出来ないことは業者に頼まれるという形もできます。式場としてかっちり決めこまずに。
- 委員 祭壇の持ち運びは非常に費用がかかります。業者がその都度式場に祭壇を持ち込むことになると、家庭に行つてするのと変わりません。それであれば無い方が良いと思います。もし、貸館という考えの中で整備するのであれば、行政としてある程度の祭壇は整備する必要があると思われまふ。
- 委員 確かに祭壇を借りて家ですつという場合もありますので、市が式場、そして祭壇を整備するのであればかなり小規模なものでなければ業者は大きな影響を受けつと思います。30人規模くらいでもいいのではないのでしょうか。
- 委員 式場や祭壇はあつても良いと思いますが、民業圧迫ということを配慮しますと貸館であつてほしいです。
- 委員 祭壇のついたもので小規模な式場、40～50人規模のものが良いと思います。家族葬として本当に一部の人だけの葬儀が本当に増えてきていますし。東城の斎場には祭壇が設置されてありますし、煌びやかでなくてもあつた形で良いと思いますので。
- 委員 皆さんおっしゃつたように大きい式場を整備することはあまり意味が無く、ごくごく小さいもので良く、規模は40～50人、それ以下でも良いと思います。
- 委員 高齢化が進み二世帯や一人暮らしが増えておりますし、40～60人規模の家族葬ができるような貸館としての式場が必要ではないのでしょうか。それから、先程からありますように祭壇も揃えたようなものが良いのではないかとつ思います。
- 野原委員長 そうしますと、皆さんのご意見としまして、先程事務局から説明のあつたように小規模な式場を整備し、貸館として運営することとして問題ないとしまして、そして規模は50人以下程度のもので良い、という所でとりまとめができるのではないかとつ思います。
- 委員 小規模な式場としまして、部屋の数はいくつを考えておられるのでしょうか。
- 事務局 前回提案させてついただいた庄原市斎場整備計画の中では、1つとして考えております。
- 野原委員長 よろしいのでしょうか。そうしますと、ついて協議事項の(2)新庄原市斎場の候補地について、事務局からご説明をよろしくつお願いします。

(2)新庄原市斎場の候補地について

事務局が資料13、資料14により説明

- 事務局 これまでの議論で出ておりました候補地について、①現在地、②川北地域、③上野総合公園横、④石塔池付近を挙げております。ただし、工業団地については市の方針等により難しいとつ考えておりますので、この4つからご議論いただければつと思います。

候補地の特徴について、土地、立地、法的規制の面から比較していきたいと思います。これまでの議論でありましたように、小規模な式場を整備し、相応の駐車場面積を確保した場合に、5,000 m²程度の平地部分が必要であると算出されています。4つの候補地についても市有地、県有地、民有地など種類や地権者数の数に差はありますが、5,000 m²のまとまった面積は確保でき、面積要件は満たしていると考えられます。埋蔵文化財については、埋蔵可能性の高い低いはありますが、具体的には調査してみないと分からない部分もありますので、いずれの候補地についても調査が必要としています。

続いて立地についてです。まず、交通アクセスとしては庄原ICを基準としてどの程度の距離にあるかを示しています。この点でアクセスが比較的良いと考えられるのが、③上野総合公園横、④石塔池付近になろうかと思えます。また、庄原市全体から見た位置で言いますと、②川北地域が庄原市全体の中心に位置するという点では立地が優れていると判断されると思います。そして、周辺住民の理解については、既に斎場のある①現在地や周辺に住民がいない②川北地域が比較的 understanding を得やすいのではないかと考えられます。

続いて法的規制です。斎場の建設にあたりまして、都市計画法の中でいくつかの制限があります。いずれの候補地も都市計画決定という手続きを経て、建設が可能となりますが用途地域として④石塔池付近が第一種低層住居専用地域、風致地区として③上野総合公園横が該当し、建設にあたりいくつか制限が出てきます。そして、斎場建設にあたり重要な法である庄原市墓地埋葬等に関する法律施行細則においては、200m以内に人家等が無いことを斎場建設の原則であります。ただし、市長が特別と認める場合はこの限りではないとしております。この点を踏まえて考えますと③上野総合公園横、④石塔池付近は200m以内に人家、学校、公園等が有り、原則建設は難しいのではないかと考えられます。①現在地は200m以内に国営備北丘陵公園がありますが、これは過去の経緯の中で現在の庄原市斎場建設後に当公園が整備されておりますので、協議によって問題がないという結論になれば建設も可能ではないかと考えられます。②川北地域は200m以内に人家等はありませんので、建設は可能となります。これらの法的規制のある中で建設する場合には、規制をクリアするだけの理由付けや説明が必要になってきます。

その他特記事項としまして、②川北地域は過去の災害の経緯について心配されておられるかと思いますが、ここは土砂災害特別警戒区域ではなく建設は可能となります。

以上、種々の側面から4つの候補地を紹介させていただきましたが、これについて皆様のご意見をいただいて方向性を考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(発言は要点のみ記述)

野原委員長 ただいま候補地の説明について事務局からありました。繰り返しますと安全に建設を進めることができるのは1,2箇所の候補地になろうかと思えますが、その他にもご意見あるかと思えますので、委員の皆様どうぞ忌憚のない意見をお願いします。この斎場の候補地につきましては、隣の三次市でも大変難しい候補地選びが為されたということで、大変重要な事でございます。

【質疑・意見交換】

委員 ①現在地の建設区域は県のほ場にかかっているのでアウトではないでしょうか。現施設より北側に土地を広げる余地があると思えますが。

事務局 県のほ場については取得できるとして協議済でありまして、代替地も必要ないという

こととございます。現施設の北側の土地については、県有地に加えまして一部民有地がありまして、こちらは未協議です。

委員 ①現在地の場合、道路はどうなるのでしょうか。

事務局 現在、進入路が狭いという問題がありますので、拡張の必要があるとは考えています。あるいは、南側から回ってくる道を整備するという案も考えられます。

委員 ②川北地域はほとんど砂防堰堤の工事が為されています。しかし、やはり過去のゲリラ豪雨により爪で引っかいたような跡が残っている地域でもあります。そういう面で言うところ候補地としては難しいのではないかと思います。

委員 ②川北地域は総領から遠い気がするのですが、庄原は市内からどうかと考えた時に候補地の1つとしては良いと思います。そして、何より庄原市斎場が老朽化し早く整備しなければならぬという事情もありますので、その点でも理解が得やすく進めやすいのではないのではないのでしょうか。まず、こちらに整備して、更に20～30年後に現在地に戻すという考えもできます。

委員 ②川北地域であれば口和や西城など周辺から来るわけですが、道路も悪くないと思います。

委員 ですが、やはりまだまだ危険地域であります。土砂についてどんな可能性があるか分からないので、ここに設置するのは危険度が高いと思います。

事務局 ②川北地域ですが、斎場で火葬をするのは問題ないかと思います。ただし、式場を設けますので、人里寂しい所に行くというイメージがあまりよろしくないとも考えられます。農地は復旧しないので草が生えまして、数年後、道路の周辺が草刈の管理など課題になってくると思います。

野原委員長 先程ありました危険な状況というのはいかがでしょうか。

事務局 原則的にはもう1年ほどすれば全て復旧工事は完了しますので、危険度というのはいないと思います。ただし被災地であるというイメージが残るのではないかと思います。

委員 あえて③上野総合公園横、④石塔池付近についてお話をさせていただきたいと思います。確かに条件でいうところの2箇所は難しいという状況です。しかし、これだけの投資をして建設する中で、まちづくりという視点も考えてみてはどうかと思います。特に、庄原ICを下りた時に④石塔池付近は山で塞がって見えます。今、木を切っている箇所ですが、元々は火葬場があったところで、隣は墓地になってます。このあたりの市街地を活かすということで市民の森のような形で捉えることはできないのでしょうか。迷惑施設というイメージをいかに払拭してもらえかがキーになると思いますが。このように庄原市市街地の中心に近いところという発想でも、取り組んでいただければと思います。

野原委員長 非常に厳しい状況の中で、あえて市街地の中心にもってくるべき施設ではないかというご指摘です。他にいかがでございましょうか。

委員 ①現在地で建替えるということで考えますと、理解も得やすいでしょうし、これまでより綺麗になるのであれば、庄原地域の人は特に待ちに待っておられると思います。建替えて工事が早められるのであれば、今も皆さんの利用しておられる現在地が良いのではないのでしょうか。③上野総合公園横や④石塔池付近は住民の方の理解を得るまでにどのくらい時間がかかるか分かりませんが、三次の例も聞きましたけど。

委員 私も今ありましたように、①現在地を利用しながら建替えを行うのが良いと思います。

委員 これまでの意見では①現在地の意見が多く、評価も良いようですが、先程あったよう

に④石塔池付近にできるのであれば市街地中心部で便利が良いことになると思います。色んな施設を見させていただく中で、最近のものは迷惑施設のような感じは受けませんし。ただ、今までのイメージ等もありますし、一番は近隣の方の同意が大事だと思いますが。

野原委員長 今のところ、②川北地域が良いのではないかという意見、①現在地の建替えが良いのではないかという意見が半々くらいであります。後は、③上野総合公園横や④石塔池付近などの市街地の中心部は評価されるべきことではないだろうかという意見がございました。

委員 やはり①現在地が、県大通り線としてアプローチがありますし、進入路も整備できれば適切ではないかと考えます。拡張する県有地の方も広い面積を有していますし、将来的にも良いと思います。工事中の騒音等についてはご理解をいただければと思います。④は流末処理の関係が懸念されます。新庄の方にもっていければ解決できるのではないかと思います。

委員 ④石塔池付近は、昔この場所に斎場があったわけですし、地元の人と話をする中では景観も良くなるし、庄原のイメージも変わるという意見もあります。進入路もビッグの方からまっすぐ繋げるという考えもできますし。

野原委員長 皆様の意見を集約しますと、①現在地の建替え、②川北地域、④石塔池付近、この3箇所として理解してよろしいでしょうか。

委員 少しまと外れな話になるかもしれませんが。庄原市斎場整備計画の検討の中身として候補地の協議になっているわけですが、これまでの議論ですと一本に絞っていくのが難しい状況だと思います。委員会として意見を絞っておかないと、今後事務局が地元への交渉へ動きにくいという事があるのでしょうか。

野原委員長 もちろん順位をつけるという方法もありますでしょうし、候補地を羅列して委員会として検討した結果でまとめるという方法もあります。

委員 立地の件で交通アクセスが庄原ICを基準にしているのは何か理由があるのでしょうか。

事務局 そうですね、何をもってアクセスを良いとするかという事だと思うのですが、庄原の高速道路を主要な交通アクセスとみなすならば、ここからの距離を軸で捉えるという考えです。

委員 それと周辺住民の理解が得られた場合として、法的規制の条件はクリアできるのでしょうか。できるのであれば委員会として意見を絞らなくても良いかもしれませんし。絞ると難しくなるのではないかということが懸念されますから。

委員 三次的場合は、委員会としてどういう経過をたどったのでしょうか。

野原委員長 三次は、次の委員会を立ち上げました。第一候補である場所が反対されて他の場所にして欲しいとなりました。そして、改めて次の候補地である場所について検討し、決められました。

事務局 結論として4つの候補地から、一番目にどこが良い、二番目にどこが良いという意見にして頂かなくてもいいとは思っています。考え方として、立地はこういう特徴があり良い、アクセスはこういう特徴があり良いという形です。ただし一番大切なことが、先程の資料13の説明の中でありました、法的規制であります200m以内の人家等の有無です。墓地・埋葬等の法律に基づいて市が独自に定めた細則での基準になります。全国一

般的には人家等から 200m は離れておきましょうというのが、原則ルールです。しかし、但し書きにありますように、この規制を覆すようなはっきりした理由を設けないと、難しいかと思えます。ですので、書き方としては、③上野総合公園横や④石塔池付近は、明確な理由を設けて検討してほしい、といった表現でも良いかと思えます。①現在地や②川北地域もそれぞれの特徴についての意見を示して頂くのがまとめやすいとも思えます。市の方も頂いた意見を元に内部協議を経まして、一定の方向性を出していきます。ですので、何番が良いという形にしなくても、あくまで皆様のご意見をまとめて頂くという形でも良いと思っておりますが、その点についてご意見いただきたいと思えます。

委 員 ②川北地域は、砂防指定区域の対象になっていては駄目だと思いますがいかがでしょうか。あと、火葬場は建築基準法の基準の中で建てられるのでしょうか。

事 務 局 建設部門に確認しましたところ、危険区域ではなく、建築にあたっての制限はないと聞いております。

事 務 局 もう 1 点のご質問ですが、建築基準法の中で火葬場は建てられますし、一種低層住居専用地域であっても高さに 7m 未満の制限がありますが、その範囲であれば建設は可能です。

野原委員長 そうしますと、様々な規制がありますが、②川北地域や①現在地が意見として多い状況ですが、いずれの候補地も建設としての可能性はあろうかと思うところです。更なる調査を事務局でやって頂きたいと思えます。

委 員 一度、候補地を実際に見た方が良いのではないのでしょうか。

委 員 見た方が良くと思えますし、見ないといけないと思えます。

野原委員長 現在地については第 2 回目の検討委員会で視察しておりますし、他の候補地の視察についても併せて事務局で手配頂ければと思えます。

(3) その他

野原委員長 それでは次回の委員会について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 次回は候補地の視察を行いまして、併せて委員会としての意見書をまとめるという事で考えておりますので、よろしくをお願いします。

野原委員長 了解しました。また、事務局から連絡がいくと思えますので、皆様よろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

以上、議事の経過ならびにその結果を明確にするため、本議事録を作成し、議事録署名人が次に署名捺印する。

平成 25 年 8 月 5 日

議事録署名人 野 原 健 一

議事録署名人 住 田 鉄 也